



第4章

計画の推進

1. 推進体制

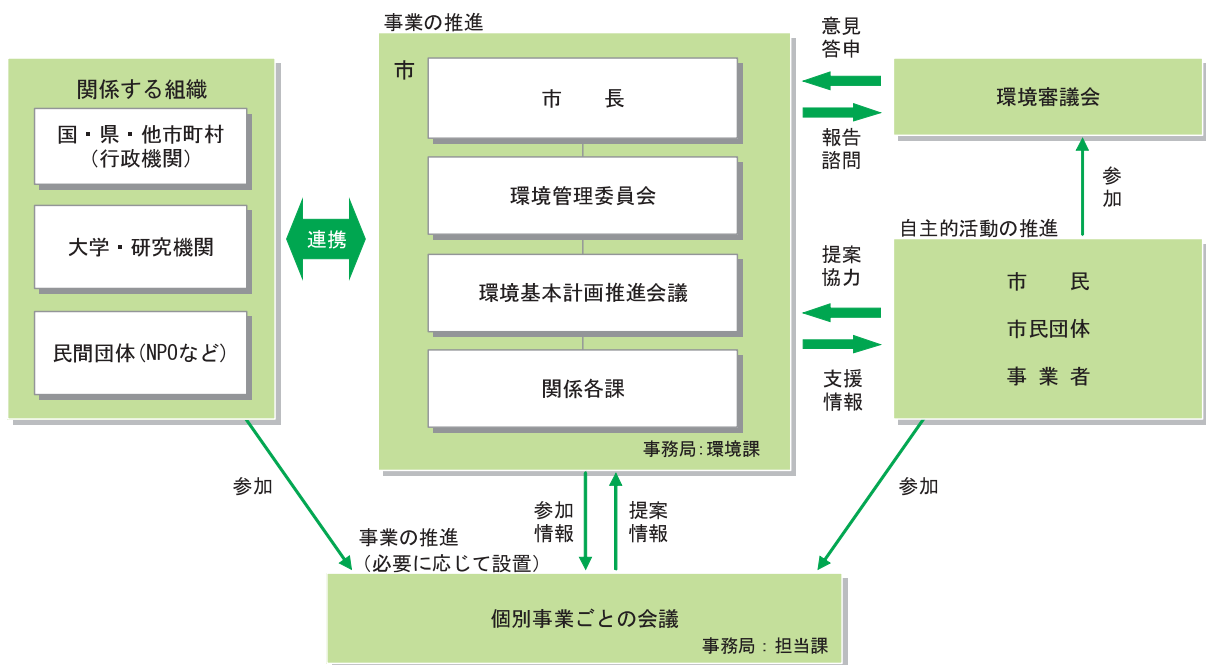
本市の目指すべき「望ましい環境像」を実現するために、市、市民・市民団体、事業者がそれぞれの役割分担の中で、緊密に連携し、協力しながら計画を推進します。

市の実施する重要な事業に関する検討を行う組織として、庁内に「環境基本計画推進会議」を設置し、各課の連携を図ります。また、計画を効率的に推進するため、庁内組織や各課の業務内容の見直しを進めます。これらの組織の役割及び委員構成は次頁のとおりとします。

市、市民・市民団体、事業者が連携しながら取り組む個別事業については、関係者の協議や意見交換を行う会議の場を必要に応じて設置します。

なお、広域的な課題等に対しては、国、県、他の地方公共団体と協力し、連携を密にして、環境の保全及び創出のための施策を推進します。

環境基本計画推進体制





●環境審議会

○役割：計画に関わる事項その他の環境に関する重要事項についての審議及び調査を実施する機関。環境基本条例に基づき設置する。

○委員構成：有識者、公募市民、団体代表、事業者、行政機関の職員

●環境管理委員会

○役割：環境基本計画に基づく環境の保全及び創出を目的とする事業について、市として最終的な調整及び進行管理を行う。

○委員構成：市長、助役、収入役、教育長及び部長級職員

●環境基本計画推進会議

○役割：計画推進に関する基本事項の検討、課内の進捗等調査、各課間の調整などを行う会議。必要に応じて下部組織を持つことができる。

○委員構成：経済環境部長、関係部局の部次長級及び課長級職員

●個別事業ごとの会議

○役割：市、市民・市民団体、事業者など複数の主体が個別事業を推進するため、方針、計画や改善点などについて協議等を行う会議。事業ごとに、必要に応じて設置する。



2. 進行管理の方法

環境マネジメントシステムの考え方（PDCAサイクル）を基本とした計画の進行管理を行います。

①計画(P l a n)

本計画の策定や見直しを示します。計画の見直しは、社会情勢や市民意識の変化等に適切に対応するため、概ね5年ごとに行います。

なお、次回の見直しは、平成25年度とします。

②実行(D o)

本計画に基づき、市、市民・市民団体、事業者の取り組みを実施します。

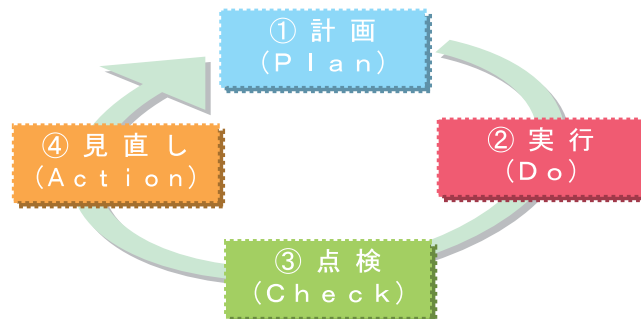
③点検(C h e c k)

以下の項目及び方法により行います。

項目	方法	頻度
分野別目標及び施策の進捗状況	設定した指標に基づく目標と現状を比較することにより進捗状況を確認します。	年度ごと
市の取り組み状況	事務事業評価 [*] により、事務事業ごとに指標を設定して進捗を管理します。	年度ごと
市民及び事業者の取り組み状況	市民及び事業者の取り組みについて、アンケート調査により把握します。	環境意識調査は本計画の見直しごと アンケート調査は2年ごと (まちづくりアンケート)

④見直し(A c t i o n)

点検結果に基づき、施策及び市の取り組みの見直しや新たに必要な取り組みを検討することにより行います。



^{*}事務事業評価：行政評価の手法の一つ。総合計画を構成する「政策」「施策」「基本事業」「事務事業」のうち最も基礎的な単位である「事務事業」について、妥当性、達成度、成果などを判定すること。



3. 年次報告

環境の現況や市が実施した取り組み等を年次報告書として整理し、広報やホームページ等で公表します。

【年次報告書の内容】

- ・環境の現況
- ・市の取り組み等の実施状況
- ・今後実施する取り組み など

4. 着実な推進

本計画を総合的、計画的に推進するため、各部局の環境の保全及び創出に関する施策並びに取り組みの実施状況等の把握を行ったうえ、必要な予算の確保に努めます。

また、厳しい財政運営や職員数削減の中で効率的に計画を推進していくため、ボランティアとの協力を進めます。

